

65歳以上の方の

介護保険料

65歳以上の方の保険料は、高齢者の方の負担能力に応じ、被保険者本人及び世帯の課税状況をもとに、6段階の保険料を設定しました。

●納め方

特別徴収：年金が18万円以上の方。年金の定期支払い（年6回）の際に介護保険料が差し引かれます。（新たに遺族年金と障害者年金が特別徴収の対象となりました。）



普通徴収：年金額が年額18万円未満の方。年度の途

中で65歳になった方、他市町村から転入した方などが対象。保健福祉課から郵送される納付書や口座振替により、銀行等の金融機関を通じて納めます。納期は、4月から翌年1月までの10回です。

40歳から64歳までの方の

介護保険料

◇国民健康保険に加入している方：国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとで決められ、国民健康保険税とあわせて世帯主が納めます。

◇職場の健康保険に加入している方：加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。医療保険分と合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

お問い合わせは、保健福祉課 ☎ 72 1 6 0 3 まで。

表2 第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料

段階	対象者	第3期	第4期		
		H18～20年度 年額（月額）	H21年度 年額（月額）	H22年度 年額（月額）	H23年度 年額（月額）
第1段階	生活保護受給者若しくは老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が住民税非課税の者	17,400円(1,450円) 基準額×0.5	23,400円(1,950円) 基準額×0.5	23,700円(1,975円) 基準額×0.5	24,000円(2,000円) 基準額×0.5
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の者	17,400円(1,450円) 基準額×0.5	23,400円(1,950円) 基準額×0.5	23,700円(1,975円) 基準額×0.5	24,000円(2,000円) 基準額×0.5
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の者	26,100円(2,175円) 基準額×0.75	35,100円(2,925円) 基準額×0.75	35,550円(2,962円) 基準額×0.75	36,000円(3,000円) 基準額×0.75
第4段階	本人が住民税非課税（世帯の中に住民税課税者いる者） 公的年金等収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者	/	42,120円(3,510円) 基準額×0.9	42,660円(3,555円) 基準額×0.9	43,200円(3,600円) 基準額×0.9
	以外の者 基準額		34,800円(2,900円) 基準額×1.0	46,800円(3,900円) 基準額×1.0	47,400円(3,950円) 基準額×1.0
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の者	43,500円(3,625円) 基準額×1.25	58,500円(4,875円) 基準額×1.25	59,250円(4,937円) 基準額×1.25	60,000円(5,000円) 基準額×1.25
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の者	52,200円(4,350円) 基準額×1.50	70,200円(5,850円) 基準額×1.50	71,100円(5,925円) 基準額×1.50	72,000円(6,000円) 基準額×1.50

第4段階でH21年度から新たに所得段階区分が設けられました。